

食品営業許可の有効期間に係る取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、営業許可の審査に当たって、食品営業施設及び設備の堅牢性、耐久性等について査定することにより、川崎市食品衛生法施行規程（昭和47年3月31日川崎市訓令第9号）第7条に規定する営業の有効期間を決定することを目的とする。

(査定方法)

第2条 食品衛生監視員は、営業許可申請調査において、施設ごとに、許可有効期間査定票（第1号様式）により査定を行うものとする。

(有効期間の決定及び基準)

第3条 有効期間は、許可有効期間査定票の該当項目数をもって、決定するものとし、その基準は次のとおりとする。

該当項目数	許可有効期間
0～3項目	5年以上5年3月以下
4～6項目	6年以上6年3月以下
7～9項目	7年以上7年3月以下
10～12項目	8年以上8年3月以下

(例外業種)

第4条 自動車による営業及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第2号に規定する営業を例外業種とし、有効期間は5年以上5年3月以下とする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年10月1日から施行する。ただし、平成7年11月24日以後に許可するものから適用する。

附 則

この要綱は、平成10年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

第1号様式

許可有効期間査定票

施 設 番 号 (.....) 営業の種類.....																		
営業者の氏名又は名称																		
査 定 項 目		判 定																
1	建 物	鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、鉄骨、ブロック造りであること																
2	天 井 ・ 内 壁	ステンレス等耐蝕性金属材、コンクリート、タイルであること																
3	天 井 の 構 造	パイプ等は全て天井裏に収納されていること																
4	床	ステンレス等耐蝕性金属材、コンクリート、タイルであること																
5	内壁・床の構造	内壁との接合部がアール構造であること 腰張りがある場合、接合上部が45度以下の取付け構造であること																
6	給 排 気 設 備	第1種換気で、温度・湿度の調節が可能なこと																
7	洗 浄 設 備	ステンレス等耐蝕性金属材、コンクリート、タイルで、温湯が供給されること																
8	保 管 設 備	ステンレス等耐蝕性金属材、コンクリート、ブロック、タイルであること																
9	冷蔵・冷凍設備	ステンレス等耐蝕性金属材、コンクリート、タイルで、機械式であること																
10	製 造 ・ 加 工 調 理 設 備	ステンレス等耐蝕性金属材、コンクリート、タイルであること																
11	使 用 水	水道水であること																
12	便 所	水洗式であり、従業員専用の便所があること																
査 定 結 果		<table border="0"> <tr> <td>該 当 項 目 数</td> <td>項 目</td> <td>0 ～ 3 項 目</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>4 ～ 6 項 目</td> <td>6 年</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>7 ～ 9 項 目</td> <td>7 年</td> </tr> <tr> <td>許可の有効期間</td> <td>年</td> <td>10 ～ 12 項 目</td> <td>8 年</td> </tr> </table>	該 当 項 目 数	項 目	0 ～ 3 項 目	5 年			4 ～ 6 項 目	6 年			7 ～ 9 項 目	7 年	許可の有効期間	年	10 ～ 12 項 目	8 年
該 当 項 目 数	項 目	0 ～ 3 項 目	5 年															
		4 ～ 6 項 目	6 年															
		7 ～ 9 項 目	7 年															
許可の有効期間	年	10 ～ 12 項 目	8 年															
調 査 年 月 日 年 月 日																		
食 品 衛 生 監 視 員 名																		

(注) 判定欄には、該当する場合は○、該当しない場合は×と記入する。